平成２３年（フ）第１３４３号
大阪府富田林市昭和町１丁目１番８―202号、前住所大阪府南河内郡河南町大字一須賀762番地の１
破産者　織屋　浩幸
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４４号
大阪府羽曳野市西浦1583番地の21
破産者　仲宗根恵理
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
兵庫県宝塚市光明町29番９号　コスモハイツ401号
破産者　芳村　泰昇
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３７８号
兵庫県伊丹市梅ノ木４丁目７番３―301号
破産者　佐木　　宏（旧姓熊谷）
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５７４号
兵庫県芦屋市奥池町22番16号
破産者　若山　晴洋
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７５号
兵庫県尼崎市長洲西通２丁目１番18―801号
破産者　碇　　和子
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９３号
兵庫県西宮市山口町名来２丁目３番15号Ｂ―２
破産者　ウォールズこと　坂本　一也
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９号
兵庫県加古川市平岡町中野767番地の５
破産者　岡本　雄二
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５７号
奈良県桜井市安倍木材団地１丁目14番地の３
破産者　湊　　亜子（旧姓岩井）
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
熊本県人吉市矢黒町1909番地１
破産者　大島　充久
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０７号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3085番地ルーベンスⅡ102号
破産者　中野　　聡
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６０６号
熊本市松尾町上松尾444番地
破産者　福島　幸博
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５０５号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目19番28号
破産者　折式田奈良子
１　決定年月日　平成24年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４号
北海道白老郡白老町川沿１丁目553番地９グループホームほのぼの、前住所北海道白老郡白老町字北吉原167番地
破産者　佐賀　道広
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
青森県三沢市上久保１丁目31番地3814号　花園ニュータウン
破産者　中原　直子
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１０号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根一ツ屋17番地１グリーンフィールド６号棟102号室、開始決定時の住所岩手県北上市大堤東１丁目１番23号
破産者　及川　俊男
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第７１号
宮城県東松島市大曲字横沼82番地２、前住所山形県東置賜郡川西町大字上小松2869番地
破産者　庄司由美子（旧姓大河原）
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
茨城県稲敷郡河内町大徳鍋子新田471番地11
破産者　渡邉　伸次
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
茨城県取手市寺田4698番地４、前住所茨城県取手市新取手１丁目41番２号
破産者　飯塚　真弓（旧姓高橋）
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係